

自治体内弁護士 という選択

切り拓け
自治体法務！



JFBA 日本弁護士連合会

自治体内弁護士の概要

〔自治体内弁護士とは〕

弁護士が、地方自治体の職員として勤務する形態としては、①通常の採用試験による職員、②非常勤職員、③特定／一般任期付職員、④任期付短時間勤務職員があります。

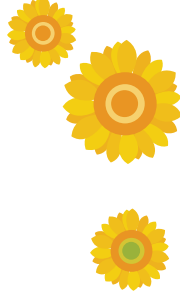
このうち、特定／一般任期付職員は、平成14年に成立した「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」及び条例に基づき、最長5年の任期で自治体の常勤職員となるものです。

〔地方自治体における任期付職員の採用実績・職務の内容について〕

平成16年の時点では、弁護士の任期付職員は2名だけでしたが、この数年で大幅に増加しています。詳しくは別紙をご覧ください。

その多くは総務・法務部門に配属されていますが、児童相談所や子ども・女性・障害者センターのほか、教育委員会や労働委員会などの行政委員会で活躍している方もいます。

総務・法務部門で勤務している方の職務内容は、職員向けの行政法律相談、訴訟、行政不服審査、条例規則等の法制執務、研修講師等の人材育成、債権管理回収、コンプライアンスの施策立案、議会対応、住民への直接対応（クレーマー対応を含む。）、選挙事務のほか、東日本大震災からの復旧・復興業務など多岐にわたっています。

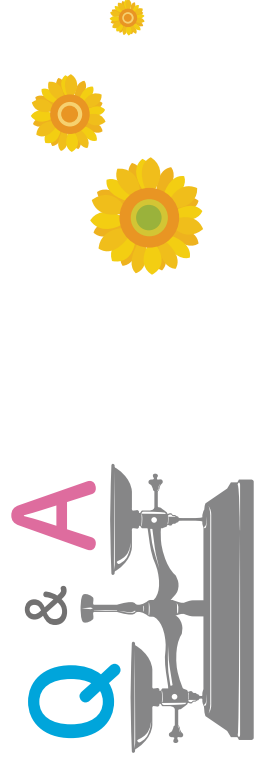
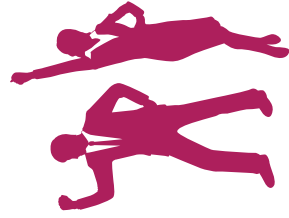


〔自治体における弁護士のニーズ〕

近年、多様化・複雑化する住民ニーズに対応して、地方自治体における行政需要は拡大・高度化の一途を辿っており、これに伴い、行政活動の様々な場面で、行政法以外の法分野を含めた幅広い視点からの法的検討を踏まえた対応に迫られています。また、住民の権利意識の高まりや情報公開・行政手続法制等の浸透により、行政運営が訴訟にまで発展するケースも大幅に増加し、その裁判例も多様な展開を見せています。さらに、地方分権の進展に伴い、自己決定・自己責任が強く求められる中、地域の実情に応じた政策の実現と公共的課題の解決を図るため、既存の法令との整合性を重視する従来型の法務から、立法、法執行、争訟等の各場面で法をより能動的に活用していく、いわゆる「政策法務」への転換が必要となり、そのための新たな組織体制の構築と高い法務能力を備えた人材の育成・確保が急務となっています。

このように、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、組織の内部で活躍する法律専門家として弁護士を職員として任用する動きが大きくなりつつあります。

日弁連が平成25年に全国の地方自治体(都道府県・市・特別区)を対象に実施したアンケート調査によっても、自治体内弁護士に対する評価は押し並べて高く、また、400を超える地方自治体が弁護士の職員任用に関心を示していることから、自治体内弁護士に対するニーズは、今後益々高まっていくことが予想されます。



Q1 自治体内弁護士の 募集情報を 入手する方法は？

A 募集情報は各地方自治体のウェブサイトに掲載されますが、日弁連のウェブサイトで「ひまわり求人・求職ナビ」に情報が集約されていますので、こちらをご覧くださいのが便利です。また、日弁連では、「任期付公務員等キャリア・マガジン」というメールマガジンを随時発行しており、日弁連のウェブサイトでこのメールマガジンに登録することにより、最新の募集情報に加え、募集自治体による採用説明会や自治体内弁護士によるセミナー・懇談会等の各種イベント情報をタイムリーに入手できます。詳細については、この冊子の最終頁(日弁連のサポート体制)をご覧ください。

A 日弁連や各弁護士会では、自治体内弁護士によるセミナーや懇談会等のイベントを随時開催しています。

このほか、自治体内弁護士の経験者から個別に話を聞いてみたい場合には、日弁連にお問い合わせいただければ、アドバイザー(経験者)を紹介します。

Q2

自治体内弁護士の
経験者に話を聞いて
みたいのですが。

Q3

行政法・自治体に関する
知識・経験はどのくらい
必要になるのでしょうか？

A これまで自治体に任用された弁護士の多くは、自治体行政に関連する仕事の経験がほとんどなく、行政法等の知識についてもごく一般的な範囲にとどまっていたようです。

もちろん、自治体で勤務するには行政法等の知識が必要になりますが、むしろ弁護士としての実務経験や幅広い視野が強く求められていると考えられます。



Q4

A 与えられた仕事をこなすだけでなく、積極的に他の職員と交流し、自ら仕事を開拓する意欲のある人材が求められています。

自治体はどのような人材を求めているのでしょうか？



Q5

A 法律上は最大5年です。当初から5年の任期で採用された方もいますが、多くの方が、2年または3年の任期で採用されており、その後、任期の延長が行われるケースが少なくありません。

任期はどのくらいになるのでしょうか？



Q6

採用選考の手順はどのようなものなのでしょうか？

A 自治体により異なりますが、所定の応募用紙に記載の入のうえ提出し、書類選考を経て面接が行われるというのが一般的です。



Q7

A 常勤職員として採用されれば、地方公務員法で兼業は禁止されます。ただし、自治体の許可を受ければ兼業は可能となります。一方、非常勤職員や任期付短時間勤務職員としての採用であれば、弁護士業務を行うことは可能です。

弁護士業務との兼業はできるので、兼業はできるのでしょうか？

Q8

特定／一般任期付職員の場合、給与はどのくらいでしょうか？

A 自治体により異なりますが、年間800万円前後の自治体が多いようです。ただし、特定／一般任期付職員の中でも、その給与額は500万円程度から1000万円と幅があります。基本となる給与は役職等に応じて決められることが多く、地域手当の違いによっても若干の差が出てきます。

Q9

A 特定／一般任期付職員の勤務時間は、他の職員と同じです。また、休日も他の職員と同じであり、土日祝日の他に有給休暇(夏期休暇を含む。)もあります。

勤務時間や休日はどうなっているのでしょうか？



Q10

いきなり管理職として業務を行えるか不安です。

A 通常は弁護士がラインの課長として採用されることはなく、立場は管理職でも、上司と相談しながら業務を行っているようです。で、心配しなくても大丈夫です。

Q11

A 日弁連が平成25年11月から翌26年1月にかけて自治体勤務経験のある法曹有資格者を対象に実施したアンケート結果によれば、自治体の業務内容の幅広さや社会的影響力の大きき、公の仕事に役に立っていること、職員から感謝されていることなどが挙げられており、多くの弁護士が大いにやり甲斐を感じて活躍しています。

自治体内弁護士の仕事のやり甲斐はどのようなのでしょうか？

また、その自治体初めて採用された弁護士の場合には、自治体内弁護士としての業務ないし役割をいから開拓していくというやり甲斐もあります。

詳細については、この冊子の「経験者からのメッセージ」をご覧ください。

Q12

顧問弁護士との関係はどのようになるのでしょうか？

A 自治体の規模等にもよりますが、庁内の日常的な法律相談を自治体内弁護士が担当した上で、案件に応じて顧問弁護士に相談するという関係が多いようです。また、訴訟については、自治体内弁護士が指定代理人を務めることもあります。顧問弁護士が訴訟代理人となり、自治体内弁護士はそのバックアップを行うことが多いようです。このように自治体内弁護士が顧問弁護士との窓口・橋渡し役となることにより、顧問弁護士と自治体のコミュニケーションが円滑に行われるというメリットがあります。また、自治体職員にとっても、自治体内弁護士から、案件の内容や見直しについて分りやすく説明を受けることができるというメリットもあります。

A 日弁連では、自治体内弁護士同士の交流の場として、意見交換会を随時開催しており、自治体内弁護士同士のネットワーク作りをバックアップしています。

詳細については、この冊子の最終頁(日弁連のサポート体制)をご覧ください。

Q13

採用された場合に自治体内弁護士同士の交流はあるのでしょうか？



Q14

弁護士登録を維持するメリットは？

A ①弁護士会の人脈・ネットワークの活用、②委員会活動や研修への参加、③弁護士会の図書館の利用等は、自らのスキルアップのみならず、自治体での仕事にも役立ちます。また、対外的な折衝だけでなく、庁内折衝の場面でも、弁護士への働きが有効な場合があります。

自治体と地元弁護士会との連携を強化するためにも、自治体内弁護士には、両者を繋ぐ貴重なパイプ役として大きな期待が寄せられており、弁護士会の中には、自治体内弁護士の弁護士会費を減免しているところもあります。

Q15

任期が終わった後はどのような道が考えられるのでしょうか？

A ①勤務していた自治体で独立開業した方、②法律事務所へ復帰し、自治体の非常勤職員や顧問弁護士として活躍している方、③自治体法務を多く扱う法律事務所へ入所した方、④中央省庁の任期付職員として活躍している方、⑤民間企業の組織内弁護士として活躍している方等がいます。

法化社会や地方分権の進展に伴い、地方行政の実務や現場感覚を身に付けた弁護士に対する需要は、今後益々高まっていくことが予想されます。また、自治体内弁護士として培った豊富な経験と幅広い人脈は、その後のどのような道を歩もうとも、長い弁護士人生の中で必ずや大きな財産となる筈です。

経験者からのメッセージ



帖佐 直美 会員
(流山市総務部総務課政策法務室長・61期)

流山市における私の主な仕事は、職員から法律相談を受けることや、職員研修の計画・実施ですが、それを通して職員の政策法務能力を向上させることが求められています。政策法務とは、「法をつくる段階」、「つくられた法を執行する段階」、「執行活動に対して提起された訴訟に対応したり、法の在り方を点検・評価する段階」の3つの段階の全てで、「法」を政策の実現のための道具として活用することをいいます。そこで、法律相談を通じて職員に法的な問題について考える経験を重ねてもらおうこと、職員研修で事例を用いたグループ演習を行い職員に法的な問題について考える経験を重ねてもらおうことに重点を置いて仕事をしています。

市民の要望に応えるために何ができるのかを常に考えている職員とともに市民の要望に応える政策の実現に法的な側面から協力していくことは、司法制度改革の理念にも沿うやういのある仕事です。

自己研鑽という意味でも、自治体が扱う分野は幅広いため、職員からの相談も多岐にわたり、様々な法令に触れることとなります。また、条例という法を立案する立場から憲法を見る等、見慣れた法律もこれまでとは異なる視点で検討する機会も多々あります。さらに、法律相談や職員研修での事例を用いたグループ演習を通して、市民に一番近い場所実務を担う職員の現場感覚を知ることができ、それに応える法解釈を探って頭を悩ませることは、私自身の視野を広げるのではないかと考えています。ぜひ、思い切って自治体に飛び込んでみていただきたいと思っています。

野村 裕 会員
(石巻市総務部総務課法制企画官・54期)

特に都市部を中心に、居住する自治体(市町村)への帰属意識が希薄な住民が多数となっていると思いますが、個々に意識されていなくても、自治体は、生活や福祉を支え、重要な責任と権限を住民から託されています。

そして、いざ大災害となれば、自治体は、望むと望まざると住民の生活再建を目標とした身に余る責任と権限を与えられ、住民からの期待も何倍にも膨らみます。

東日本大震災で最大の津波被害(死者3,600名、津波による全壊住家2万棟)を受けた石巻市が平時に復する日はまだ遥かに遠く、市職員は、従前の何十年分相当の公共事業を抱え、また、いまま次々と新しい法的課題に直面しています。

不安を抱え、悩みながらも、立ち止まることは許されない市職員の、「いつでも弁護士に相談できると、業務に安心して打ち込めるようになった」との言葉がそのまま本音であると感じられたとき、この街に來てよかったと心から思いました。

自治体の事務は広範です。コンプライアンス・危機管理分野に取り組んできた弁護士はその専門性が活かせることにすぐ気づくでしょうし、人権・福祉分野に取り組んできた弁護士は自治体の中に身を置くことよって実現できる住民の権利も多いと実感するでしょう。加えて、税金・予算、二元代表制、少子高齢化等、わが国の地方自治(それを通じて国政)を俯瞰し、未来を考えながら、法律専門家として具体的な関与ができる数年間の任期付公務員生活は、誰の弁護士人生にあってても意義深い時間になるものと信じます。

とりわけ、復興という明確な課題をもつ被災自治体が、赴任者の意欲を空回りさせることは決してありません。皆さまのチャレンジをお待ちしています！

荻野 泰三 会員 (明石市総務部次長(コンプライアンス担当)兼コンプライアンス担当課長・61期)

私は、大阪市内の法律事務所で約3年間勤務した後、明石市に入庁しました。明石市では総務部に所属しており、市役所の各部署から寄せられる法律相談、コンプライアンス体制の構築、新規施策についての法的側面からの支援、職員研修、不服申立や争訟への対応等を担当しています。

自治体の活動は非常に幅広い分野にわたっているため、各部署から相談を受ける案件の内容は多種多様で、相談件数も多く(年間400~500件程度)、弁護士として貴重な経験を積むことができています。日々実感しています。また、コンプライアンスに関しては、行動指針の策定、不正を予防する体制の構築、不正が発覚した場合の対応などを検討しており、大規模な組織ならではの業務に従事しています。さらに、明石市では犯罪被害者支援施策、子ども施策、権利擁護施策などの先進的な施策推進についても弁護士職員が検討に加わっており、政策決定過程に深く関与できる醍醐味もあります。行政という公の立場を踏まえつつ日々の業務を進めなければならないので悩むことは多いですが、非常にやりがいを感じています。

弁護士にとって自治体内での仕事は馴染みの薄い分野が多いかもしれませんが、地方分権化の流れの中で自己決定・自己責任が求められている各自治体では法務能力の高い人材を求めており、弁護士の専門的な知見を活かせる場はより一層増えてきています。公益性の高い新しい分野に果敢にチャレンジしようという方にはとてもおすすめです！



久保 健二 会員 (福岡市子ども緊急支援課長・62期)

私は、平成23年4月から特定任期付職員として福岡市子ども総合相談センター(児童相談所)の児童虐待対応課に勤めています。私の主な業務は、対応困難な保護者との面接同席、一時保護への同行、職員からの法律相談対応、職員研修、家庭裁判所への提出書面等の起案などです。

児童虐待対応は当事者からのニーズがないのに強制的に介入することがほとんどです。まず感謝されることはありません。しかも、子どもを一時保護された保護者とは激しい対立関係になることも稀ではありません。そのため、虐待対応の現場では疲弊することも少なくありません。しかし、ともに虐待対応にあたる職員は、保護者の対応など苦慮することも多い中で、子どもの最善の利益を守るの強い強い信念をもって虐待対応をしており、私は、そんな職員とともに虐待対応をすることで職場の一体感と熱意を持つことができます。また、感謝されることはなくとも、虐待環境から保護した子どもたちが、里親宅などで、笑顔で生活している姿を見たり、健やかに成長している様子を見たりすると苦勞することもあったけれども本当に良かったと思います、その後も確信をもって虐待対応に努めることができます。

昨年は、親が子どもの輸血を伴う手術に反対したため親権停止審判の保全処分をなす事案がありましたが、迅速に家庭裁判所に申立てをなし、無事子どもの生命を救うことができました。このように、子どもの健全な成長に直接貢献できることはこの職の大きなやりがいになっています。

山元 真里 会員 (大阪狭山市総務部庶務グループ課長補佐・61期)

私は平成25年4月から任期付公務員として勤務しています。主には①職員からの法律相談、②条例規則等の制定改廃に係る審査、③行政不服審査等に関する助言・指導、④研修、⑤訴訟案件への対応(顧問弁護士との窓口、指定代理人として)等を行っています。

自治体としての規模はそれほど大きくありませんが、取扱業務は広範囲にわたるため、担当部署の職員から制度の概要や運用実態などを聞き、関係法令、判例等を調査の上検討することもあります。

事務所での業務との大きな違いは、日々市役所では職員と市民・業者の方とやりとりがされるため、まさに行違いが発生し得る現場に身を置いていることで、紛争に直面した職員と随時共に検討するため、緊張感も大きいですが、依頼者と弁護士以上に関係が緊密で解決したときの達成感があります。また、多くの事案は同じ庁舎内で処理されているため、関係者からじっくり事実の聴取ができ、重要な書証・供述を自分で確認することができます。

他に条例規則等の審査や不服申立てに係る書面の作成等に関与することで、自治体として当該業務をど

のように遂行していくべきかを検討する機会にも恵まれます。

私の場合は、全部署、幅広い年齢の方から、専門分野のこと、地域のこと、業務外で育児のこと、家事との両立の仕方等の話を聞く機会があり、純粋に楽しいです。

特に初めて採用される自治体では、自治体の側も弁護士の側も手探りで不安もあるかもしれませんが、自ら役割を見出すこともできると思います。

職員の方の負担を法的にサポートし適法で能率的な業務遂行ができる環境作りに関与できることは、大変やりがいがあると感じております。



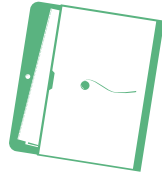
平林 敬語 会員
(南さつま市総務企画部総務課政策法務官・63期)

私が赴任する鹿児島県南さつま市は人口約3万7000人の比較的規模の小さい自治体です。任期付公務員を採用する自治体では最も人口が少ない自治体の一つかと思えます。それゆえ職員とも市民の方とも距離が近く、自分の仕事が直接評価されるだけに良い意味の緊張感があります。

私は総務課に所属し、主として各課の案件について法律家の視点からアドバイスしたり、時にはチームの一員として直接対応したりすることもあります。対応する分野も租税・環境・観光・土木・教育等とても広いですが、本市は高齢化率が約35%(日本の平均は約25%)と高いこともあり、成年後見等を含めた福祉分野への関与が多いのが特徴です。

自治体内で働く魅力ですが、確かに個人で事件を受任するのと異なり、組織はチームで対応しなければなりませんから、自分の判断が全て組織の決定となるわけではありません。その意味で自由が効かないというのはその通りかもしれませんが、自分の考えが条例・要綱等を通じて実務に反映されたときというのは「やって良かった」と思える瞬間であり、法律事務所ではなかなか味わうことのできるという面があると思います。また、一緒に仕事をする方々が様々なバックグラウンドを持っているから、そうした方々との議論は刺激に満ちており、私も「頑張らねば」と思う日々です。

この分野はまだ取り組む弁護士が少なく、その分赴任する弁護士には責任がありますが、自分の頑張りが次第で自分にとっても自治体にとってもプラスになる面があるかと思っています。



木下 実 会員
(富山市企画管理部職員研修所研修教授兼務財務部債権管理対策課主幹・60期)

自治体勤務経験をすることで、弁護士としての領域・業務の拡大に繋がることがメリットであると思います。行政に関する知識や経験を積むことができ、行政法分野に明るくなります。

また、行政の仕事のやり方を知ることによって、紛争に対する視点が広がります。例えば、市道の不法占拠事例の相談を受けた場合には、道路法、道路交差法や行政代執行法に関する解釈や類似事例の検討(建設政策課、道路河川管理課)のみならず、近隣住民や町内会との連絡や協力(市民生活相談課、地区センター)、警察との連携(生活安全交通課)など、いくつもの部署と連携し、的確なアドバイスをすることが求められます。こういった点は、なかなか法廷弁護士では経験判所との役割を考えなければなりません。こういった点は、なかなか法廷弁護士では経験できないことではないかと思えます。自治体という大きな組織の中で自分の法務能力を発揮でき、それが住民全体の利益になっていくと実感できる時にやりがいを感じます。

さらに、地方都市で自治体勤務弁護士になる場合、弁護士の数が大都市に比べて少ないことから、自治体職員から非常に頼りにされます。特に、自分の出身地の自治体であれば、職員と非常に親しくなり、互いに相談しあえるネットワークができると思えます。弁護士業務をする中で、税や福祉に関する問題などがしばしば出てくると思いますが、その際に、自治体職員とのネットワークを活用できることは大きな強みであると思います。

基礎的な法律知識とある程度の実務経験に加え、コミュニケーション能力のある方は、ぜひ自治体勤務弁護士を検討してみてください。



常谷 麻子 会員
(和歌山市総務部総務課法務専門主幹・61期)

平成24年9月から、和歌山市役所で勤務しています。

任期前は、札幌の法律事務所でイン弁をしており、独立等を検討していた時期に募集を知りました。応募動機は、勉強したのに出番がない行政法の知識を活かせること、開業の前に新しい分野へ挑戦することです。

和歌山市での仕事は、法律相談、条例等のチェック、訴訟案件に関する顧問弁護士への橋渡し、研修、政策に対する法的助言等であり、標準的なものです。

その他、前例がない分野なので、ある程度自分の自由にさせてもらえらる面があります。

準備書面等の作成は、職務上求められていませんでしたが、最近では、自ら希望して起案に関わることがあります。弁護士に依頼しないADRやあやせんの主張書面起案、異議手続での決定書起案もやってみました。

これは市への貢献のほか、自己研鑽の意味もあり、特に顧問弁護士との関わりはOJT的要素もあり、大変勉強になります。

また、今年は選択修習で1週間、2名を受け入れることも許可してもらいました。

勤務時間は8時30分から17時15分まで、残業はほぼなし。余暇が多くなり、去年はバイクの免許を取りました。任期付職員の仕事について、自治体内弁護士に関するシンポジウムのパネリストや、座談会に呼ばれたり、大学で講師をしたこともありました。面白い体験でした。

任期付職員に要求される能力は一般的な弁護士のものと同様だと感じています。

ある程度個別の行政法規・条例の勉強が必要ですが、例えば条例エチケットは契約書エチケットと類似している。政策への助言も、訴訟の場面を想定して問題点を指摘するという極めて弁護士らしい作業です。要求されるのは法的思考であり、実務修習修了者であれば仮に弁護士経験がなくとも十分に対応できます。

私の任期は平成27年3月31日までですが、2年程度の延長を検討中です。もし延長がなくても、この経験を活かした選択肢が多くあり、可能性が広がったと思います。



石田美奈子 会員
(南伊勢町総務課行政係・64期)

私は、平成24年4月から任期付職員として三重県会郡南伊勢町役場総務課に勤務しています。南伊勢町は、三重県志摩半島の南部に位置し、人口約1万4千人、みかん栽培と漁業を主要産業とし、伊勢神宮林から続く豊かな森や温暖な気候など魅力のある町です。

私は、三重県津市の法律事務所に所属していましたが、事務所から、「顧問先の南伊勢町が任期付職員を募集している。事務所も支援するのでやってみませんか。」との勧めを受けました。行政内部や運営を知ることで将来の活動範囲を広げられること、事務所内に任期付職員として活躍された経験を有する弁護士が居り、お話を聞いて魅力を感じたことから、応募を決めました。

主な業務は、役場職員を対象とする法律相談です。職員から、「先生がいてくれてよかったです。これからもずっと町にいてほしい。」等の言葉をいただける、自分の仕事をあげているのだからという充実した気持ちになれるとともに、もっと努力を積み重ねて、一層期待に応えたいと気持ちを新たにします。

町の業務は多岐にわたるうえ、すべての課からほぼ毎日相談がきますので、非常に幅広い分野についての法的な知識、経験を積むことができます。条例や規則、要綱等の策定に携わることも多く、新しい事柄に係ったり、組織として交渉したり問題解決にあたる過程で様々な人や機関と意見を交換することで、自分の視野が広がっているという充実した思いを抱いております。高齢者の成年後見人も引き受けられています。判断に迷う案件もありますが、事務所の支援を受け、安心して仕事をすることができています。

任期付職員に興味のある方は、ぜひ積極的に挑戦してみてください。間違いなく一般の法律事務所では得られない貴重な経験を得ることができ、新しい世界が広がると 생각합니다。

秋山 一弘 会員
(元町田市総務部法制課法務担当課長・58期)

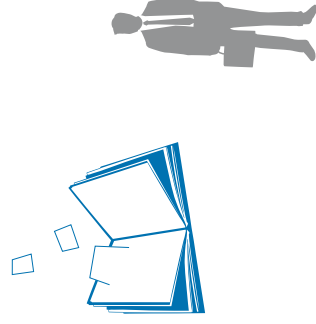
自治体内で勤務した3年間は、非常に充実した日々を送ることが出来ました。

自治体の業務は、福祉、教育、経済、建設土木、環境、防災、文化、スポーツ、医療、広報など、住民の生活に関わるものすべてです。人事などの内部管理の業務もあります。これらの業務に法律相談を通じて関わることにより、これまで全く知らなかった法令を勉強することができ、考えたこともなかった問題に対応することになったりもするので、毎日がとても刺激的でした。また、公務ですので、世の中のために仕事をしているというところでやりがいもありました。弁護士の意見は庁内で大きな影響力があるが故にその責任は非常に重大です。しかし、そのことにも強くやりがいを感じていました。

職員の方々が好意的に受け入れていただいたこともあり、人脈も公私共にこれまでに比べて遥かに広がりました。

任期満了後1年間は非常勤職員として週1日勤務し、その後は顧問弁護士の立場で町田市と関わっていただきます。自治体業務に関する研修講師の仕事や雑誌等へ寄稿する仕事もするようになりました。他の自治体の第三者委員の仕事もしています。自治体での勤務前の仕事に自治体法務という新たな分野の仕事が加わったという形です。弁護士としての実務経験は自治体内での仕事に役に立ちましたが、任期満了後は自治体での経験がそのまま弁護士実務にも役立っています。

弁護士としての可能性を広げられる仕事ですので、一人でも多くの弁護士に自治体での任期付職員としての仕事を考えていただければと思います。



日弁連のサポート体制

日弁連では、自治体内で活躍する弁護士を様々な形でサポートしています。是非とも御活用ください。

①自治体内弁護士に関心のある方や応募を検討中の方へのサポート

- **ひまわり求人求職ナビ**
ひまわり求人求職ナビ(URL: <https://www.bengoshikai.jp/kyujim/link.php>)に、自治体からの求人情報を掲載しています。
- **任期付公務員等キャリア・マガジン**
日弁連が発行する「任期付公務員等キャリア・マガジン」(メールマガジン)に登録頂くと、自治体等からの最新の求人情報のほか、各種シンポジウム、経験者によるセミナーや懇談会、募集自治体による採用説明会等の有用な情報が確実に入手できます。登録方法は、日弁連の会員専用ページ「HOME」出版物「報告書」FAXニュース・メルマガ「任期付公務員等キャリア・マガジン」からお申し込みください。

なお、このキャリア・マガジンでお知らせするアンケートにご回答頂いた方には、より詳細な求人情報をご案内できる場合があります。

- **自治体内弁護士によるセミナー等**
自治体内弁護士によるセミナーや懇談会を随時開催しており、自治体内弁護士の生の声を聞くことができます。
- **自治体による採用説明会**
弁護士を募集している自治体による採用説明会も随時開催しており、首長や担当者から直接話を聞くことができます。
- **相談窓口(アドバイザーの紹介)**
自治体内弁護士に関する質問にお答えするため相談窓口を設けています。また、現役の自治体内弁護士やその経験者から個別に話が聞きたいという方には、アドバイザーとしてご紹介することもできますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ②**内定・任用後のサポート**
 - **全国規模の研修/意見交換会**
全国の自治体内弁護士(OBを含む)やその内定者を対象に、例年、研修兼意見交換会を開催しています。最新の自治体法務に関する情報入手するとともに、全国の自治体内弁護士と交流を深める貴重な機会となっています。
 - **地域ごとの情報交換会等**
このほか、地域の自治体内弁護士と交流を深め、自治体内弁護士同士のネットワーク作りをサポートするため、各地で自治体内弁護士による情報交換会等を開催しています。



お問合せ先

日本弁護士連合会業務部業務第三課

電話：03-3580-9963

FAX：03-3580-2866